

平成20年3月3日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）ただ今の出席議員数は22人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより平成20年3月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（中上良隆君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から平成20年2月22日付、橋総第154号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案51件が送付されております。議案は、お手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から平成20年2月18日付、橋監委第84号をもって例月出納検査報告書、同じく平成20年2月20日付、橋監委第85号をもって、平成19年度第二次定期監査実施報告書のそれぞれ提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、平成20年2月27日付、橋総第160号をもって、市長専決処分事項の報告があったので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成19年12月1日から平成20年2月29日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定について

○議長（中上良隆君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月27日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について）から、日程第53 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について までの51件

○議長（中上良隆君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について）から、日程第53 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの51件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

平成20年3月市議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、平成19年度末の何かとご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年の冬は大変寒さ厳しい日が続いておりますが、間もなく春本番近づくに伴う昨今でございます。時の流れは誠に早いもので、合併いたしましたちょうど2カ年が経過いたしました。この間、合併後の山積する諸課題に真摯に向き合っておりまいました。

議員の皆さまにおかれましては、この苦しい困難な状況の中、本市の将来発展に期するという立場から、ご提言やあるいはご指導は誠に力強く、私どもに勇気と希望を与えていただきました。

さて、私の重要施策の一つであります企業誘致でございますが、既にご承知のことと存じますが、本市は昨年12月に企業誘致に頑張る市町村20選に選定され、甘利経済産業大臣より感謝状をいただいたのを機に、紀北橋本エコヒルズ地内へ本年1月31日に大輪産業株式会社の企業進出が決定し、中上議長の出席をいただき、調印を終えました。

2月6日には株式会社アルバック及びアルバックマテリアル株式会社と企業進出協定の調印式を知事室にて済ませていただいたところであります。

これで、既に操業開始の企業も含め5社の企業進出が決定したところでございます。

また、さらにこの6月議会までに進出協定を予定している企業が数社ございます。そのうちの1社がホテル経営を全国的に展開しておりますルートインジャパン株式会社でございます。実は、本日の午後、和歌山県へ第1

号店として進出協定の調印式を行うことになってございます。場所は、市内市脇の国道沿いに、仮称ではございますが、ホテルルートイン橋本として地上10階152室の規模のビジネスホテルが建設されることとなりました。

このことにつきましては、過去議会からも多くの再三質問がございました。とりわけ橋本市は、素晴らしい運動公園あるいは体育館を持っておられるわけでございますが、これを円滑に発展、拡大していくために大変ホテルが重要であるという認識に立っておるところでございます。このルートインジャパンにつきましては、振り返ってみますと昨年の7月に私ども職員と、そしてまた九度山町は真田庵、真田幸村の真田庵にも相当観光客が来られるということで、何とかホテルを紀ノ川筋にとり九度山の岡本町長の熱意もございまして、東京へは岡本町長もご同行いただき、そして陳情を重ねてまいったところでございます。

そうした中で、橋本市民の念願であった宿泊施設の充実に大きく寄与するものと思っております。今後ますます活気あるまちづくりに拍車がかかるものと期待をいたしております。

また、皆さま方に大変ご心配をおかけしておりました京奈和自動車道橋本道路の小原田地内の側道の件でございますが、用地買収が難航し収容をかけるというところまで参ったわけではあります。何とかスムーズにという中で、橋本川及び国道371号、南海高野線を超える約263m、事業費にしまして30億円を要すわけでございますが、この橋梁部分の建設が本当に心配を、昨年の夏からいたしてございました。

しかし、このことにつきましては地元選出の国会議員の先生方のお力添えによりまして、技術的に法線を少し変更して、新たな用地買収をすることなくして進められるという結論

に達したわけでごさいます、国会議員の先生方には大変お礼を重ねて申し上げたいと思います。

なお、中島地区の側道橋梁部についてでございますけれども、これも非常に国の財政が立たずの中、当初の法線を変更してくださいという厳しいものがございまして。しかし、地元は当初の法線どおりということで現在平行線を取っておるわけでごさいますけれども、国としましては今後2カ年以内に橋本工区はすべて完成すべしという厳しいものがございまして、最終結論を急いでまいりたいと思うわけでごさいますけれども、このことにつきましても、議会の皆さんのお力添えもいただき、国会議員、我々一つになって成果を上げられるように、実現できるように努力をしてみたいと思っております。

本3月市議会定例会におきましては、平成20年度各会計予算案のご審議もいただくこととなっておりますが、財政状況につきまして依然として大変厳しい状況になってございまして。この逼迫する状況を踏まえ、平成20年度の予算編成は従来の積み上げ方式から人件費、扶助費、公債費の義務的経費や普通建設事業費などの投資的経費を除くすべての経費の一般財源を各部ごとに配分する財源配分方式、いわゆる枠配分方式に変え、効率的な予算編成に努めたところでございまして。

議員の皆さまにおかれましては、慎重なるご審議を賜り、平成20年度の本市行政が円滑に遂行できるよう、よろしくお祈りを申し上げます。

本日より3月27日までの25日間の審議を、何とぞよろしく重ねてお祈りを申し上げ、開会のあいさつといたします。

それでは、提出案件につきましてご説明を順次させていただきます。

3月3日開会の市議会定例会に提案する議

案につきましてでございますが、本議会には専決処分事項の承認案件1件のほか、平成19年度橋本市一般会計、各特別会計、各企業会計の補正予算案件が13件、また平成20年度橋本市一般会計、各特別会計、各企業会計の予算案件が17件、条例の制定及び改正案件が13件、その他の案件として、橋本市長期総合計画基本構想、公の施設の指定管理者の指定、市道の認定など6件、合計49件の議案と、人権擁護委員候補者の選任案件1件の、合計51件を上程いたしております。

まず、承認第1号の橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましても、橋本市立高野口小学校施設改修事業の施工に伴い、橋本市高野口体育館を取り壊すにあたり、関係字句の削除を行うもので、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月8日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第1号から議案第13号までは、平成19年度橋本市一般会計をはじめ各特別会計、企業会計の補正予算でございます。

まず、議案第1号は、平成19年度橋本市一般会計補正予算（第6号）であります。補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ6億9,658万7,000円を減額し、予算総額266億7,889万1,000円とするものでございまして。

歳入の主なものを申し上げますと、市税では総額73億6,219万7,000円の収入が見込めることから、7,946万円を増額補正いたしております。

また、分担金及び負担金や国庫支出金、県支出金、市債等は、各事業の変更などに伴いそれぞれ増額または減額補正をするものであります。

繰入金では、歳出の減額に伴い、必要となる一般財源も減少することから、財政調整基

金からの繰入金を2億円減額するほか、減債基金からの繰入金についても1億7,700万円を減額いたしました。

次に歳出でございますが、各事務事業の消化に伴い歳出全般にわたり減額となっている中、本補正予算に予算計上いたしました経費の主なものを申し上げますと、総務費では平成21年度から裁判員制度が実施されるのに伴い、急遽、平成19年度内においてシステム構築費に対する国庫補助金が交付されることとなったため、390万円を予算計上いたしました。

なお、システム構築作業は平成20年度となるため、全額を繰り越すことといたします。

次に、衛生費では、病院事業会計への繰出金として9,003万7,000円を追加補正いたしました。これは、病院事業会計の不良債務を計画的に解消するため、平成19年度において和歌山県市町村振興資金の病院健全化債5,800万円を一般会計で借り受け、全額を病院事業会計に繰り出すほか、小児医療に要する経費を補てんするため、3,203万7,000円もあわせて繰り出すためでございます。

教育費では、高野口小学校校舎新築工事の計画見直しにより、校務センター等の新築の必要がなくなったため、工事費2億2,506万8,000円を減額することといたしました。

また、公債費につきましては、高金利の公的資金を低金利な資金に借り換えを行うため、公的資金の繰上償還が必要となり、長期債償還元金として8,638万3,000円を増額補正いたしました。

なお、平成19年度は、昭和56年から59年にかけて発行した起債のうち、財政融資資金の金利が7%以上となる13件が借り換えの対象となります。

また、平成20年度は、財政融資資金はもとより簡易生命保険資金についても金利が6%以上の起債が借り換えの対象となり、さらに

平成21年度は両資金の金利の5%以上が対象となることから、積極的に公的資金の借り換えを進めてまいります。

次に、議案第2号から議案第11号までは、平成19年度各特別会計補正予算であり、各特別会計とも事業費の変更や補助金の確定に伴う歳入歳出の増減額を補正するものでございます。

主なものを申し上げますと、議案第2号、橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、医療費見込み額の減額に伴い療養給付費等を減額補正するものであります。

議案第6号、橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、国道371号整備事業の遅れや地元調整の進捗にあわせ下水道事業工事費を減額するほか、議案第11号、橋本市指定訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）では、平成18年度からの繰越金を基金に積み立てるための補正であります。

続きまして、議案第12号と議案第13号は、企業会計補正予算でございます。

議案第12号、橋本市水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、工事費の入札差及びそれに伴う負担金、補償金、企業債等を減額するものであり、議案第13号、橋本市病院事業会計補正予算（第4号）は、収益的収支において、収入では入院・外来収益及び一般会計繰入金等の増額、支出では材料費等の増額などを予算計上いたしております。

続いて、議案第14号から議案第30号までは、平成20年度橋本市一般会計、各特別会計、企業会計の当初予算でございます。

まず、議案第14号、平成20年度橋本市一般会計予算であります。

歳入の主なものを申し上げますと、市税につきましては、市民税、固定資産税、市たばこ税、都市計画税とも平成19年度当初予算計上額よりも1億5,968万2,000円の減収になる

と見込まれることから、市税総額といたしましては71億2,305万5,000円を計上いたしました。

また、地方譲与税では、財源となるガソリン税などの道路特定財源の暫定税率延長を含んだ租税特別措置法改正案が現在国会において議論を尽くされているわけですが、本市では平成20年1月に総務省が作成し地方自治体の予算編成の指標となる地方財政計画に沿って予算額を算定した結果、前年度より1,700万円少ない2億5,700万円を予算計上することといたしました。

次に、地方交付税でございますが、平成20年度、国における地方交付税総額が平成12年度以来8年ぶりに増加に転じ、対前年度と比較し2,034億円、率にして1.3%の伸びとなることから、2億4,000万円の増額を見込んでおります。

これは、地方公共団体の財政力格差を是正するため、地方再生枠として総額4,000億円が地方交付税に組み込まれたもので、本市の地方再生枠分としては約1億6,700万円になると試算いたしており、普通交付税及び特別交付税を合わせ67億4,000万円を計上いたしました。

国庫支出金では、生活保護費の増加に伴い国庫負担金が増加するものの、教育費国庫負担金の減少や土木費国庫補助金の減少により、対前年度に比べ8,787万6,000円の減収となり、県支出金についても市町村合併支援特例交付金が平成20年度から交付されなくなるため、4,356万7,000円の減収となります。

また、財産収入では、財産売却収入として企業誘致に伴う市有地の売却収入や普通財産売却収入として1億1,511万円を見込んでおります。

繰入金は、平成19年度と比べ22億3,892万9,000円の減額となります。これは、前年度に

おいてふるさと創生事業基金の積み替え、土地開発用地の整理などにより基金繰入金が大幅に増加したためであり、加えて平成20年度は経常経費等の削減により財政調整基金等の繰入金も減少しております。

次に、市債の発行額は32億5,050万円となり、平成19年度と比較しますと11億6,930万円の減額となります。これは、合併特例債を活用した橋本市地域づくり基金の積み立てが完了したことや、各公共事業の実施状況により、合併特例債等の発行が減額となるためでございます。

なお、市債合計32億5,050万円のうち、合併特例債発行額は23億1,340万円でございます。

続きまして、歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、農業ふれあい公園内に公衆トイレを併設した民族資料などの展示棟建設費として2,150万円、橋本駅のバリアフリー化を推進するため、設計委託費の3分の1を鉄道事業者に補助する費用として1,036万9,000円を予算計上いたしました。

また、本市が積極的に推進する企業誘致関係経費として、土地開発公社が所有する神野々穴伏谷用地の取得造成費や、小峰台に企業誘致するため進入路となる市道小峰台31号線道路拡幅工事費など、3億7,994万9,000円を計上いたしました。

次に、民生費でございますが、平成21年度から高野口幼稚園及び高野口保育園他3園を統合して、幼保一元化施設高野口こども園を開園するため、園舎新築工事費など4億758万6,000円を予算化いたしました。

衛生費の主なものでは、和歌山県が少子化対策として取り組む「紀州3人っ子施策」の一環として、第3子以降の妊婦検診費を上限8万1,000円と定めて助成するため、737万1,000円を予算計上するとともに、旧市民病院跡地に建設を予定している（仮称）保健福祉

センターの基本設計費500万円を予算化しております。

また、広域ごみ処理施設建設負担金でございますが、ごみ処理施設建設費の平成20年度負担金として4億2,022万7,000円、周辺整備事業として地域活性化交流施設整備事業など2億2,821万円を予算化するとともに、水道事業会計等への出資金、繰出金として2億4,763万4,000円、病院事業会計への繰出金として10億4,742万2,000円を予算計上いたしました。

次に、農林水産業費では、近年特に増加しつつある有害鳥獣被害に対応するため、有害鳥獣駆除関係費を増額いたしました。

また、農業用施設の整備費として小規模土地改良事業費など7,037万3,000円、吉原地区ほ場整備が県営事業として施工されるに伴う本市負担金330万円、平成18年度から実施し平成20年度で完成する杉尾地区営農飲雑用水施設整備事業費として8,327万5,000円をそれぞれ計上するとともに、商工費では、まちづくり交付金事業として施工する（仮称）やどり玉川峡温泉新築工事設計監理委託料等として460万5,000円を予算化しております。

なお、当温泉施設本体工事については、平成21年度から2カ年をかけて建設する予定でございます。

土木費では、市道の緊急的な修繕等に対応するため、修繕・改良・舗装工事費、補修用材料費合わせて6,140万円を予算化したほか、国費・県費・起債を活用した道路整備事業として、継続事業を中心に市道6路線を整備いたします。

また、まちづくり交付金事業として、高野口駅前大通りのカラー舗装整備費や大和街道石畳舗装整備費として4,116万円を予算化するとともに、木造住宅耐震改修事業についても、引き続き実施いたします。

次に、消防費では、伊都消防組合負担金と

して1億7,911万7,000円、消防施設整備費として、老朽化が進む消防本部通信指令装置の改修委託料や防火水槽の設置1箇所、消防団納庫新築工事1箇所、老朽化した消防団車両購入費を合わせ7,595万4,000円を予算化するとともに、非常災害時における情報の収集・伝達手段を確保するため、平成19年度から20年度の2カ年をかけて施工している防災行政無線の平成20年度整備費として1億9,213万円を予算計上いたしました。

教育費の主なものでは、平成20年度から隅田小学校生徒通学費を全額負担するための経費として1,107万円、応其小学校公共下水道接続事業費880万円、紀見北中学校校舎エレベーター等設置費9,850万3,000円を計上したほか、市内中学校7校及び教育文化会館や市民会館、産業文化会館、東部コミュニティセンターに自動体外式除細動器（AED）を設置するため、機器のリース料として72万2,000円をそれぞれ予算計上しております。

さらに、教育施設の耐震二次診断を実施するための経費として3,923万1,000円、平成20年4月から業務が開始される高野口地区公民館の周辺整備として、旧高野口町庁舎を解体し駐車場の整備を図る経費3,415万6,000円、市立温水プール、いわゆるレインボーの老朽化に伴う施設の大規模改修費として1億2,944万1,000円を予算計上いたしました。

以上が、平成20年度一般会計の歳入・歳出の主なものでありますが、予算総額といたしましては、平成19年度当初予算と比較して35億2,118万6,000円の減額、率にいたしまして13.1%の減少となっております。

続きまして、議案第15号から議案第28号まで、平成20年度各特別会計予算でございます。

主な特別会計をご説明させていただきますと、議案第16号の橋本市簡易水道事業特別会計予算につきましては、平成18年度から取り

組んでおります河南地域における未給水地区水道整備工事費の増額により、対前年度と比べ15%の伸びとなっているほか、議案第17号、橋本市国民宿舎特別会計予算では、温泉井の洗浄など改修事業費の増加によるものであります。

議案第19号、橋本市老人保健特別会計予算は、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されるのに伴い、和歌山県下市町村で構成する後期高齢者医療広域連合で医療給付費等が予算措置されるため、57億559万5,000円の大幅な減額となります。なお、平成20年度老人保健特別会計予算は、平成19年度中の診療に対する報酬等の請求の一部が平成20年度支払いとなるため、8億5,765万1,000円を予算化するものであります。

議案第20号、橋本市公共下水道事業特別会計予算は、幹線整備事業費の減額によるものであり、議案第22号、橋本市墓園事業特別会計予算は、前年度において起債の繰上償還を実施したため、平成20年度で65.8%の大幅な減額となっております。

次に、議案第24号、橋本市土地区画整理事業特別会計予算は、現在施工中の先行区域における事業の進捗に伴い増額となるものであります。

議案第28号、橋本市後期高齢者医療特別会計予算は、平成20年度から後期高齢者医療制度の創設に伴い新たに設置される特別会計であり、予算額の主なものは、和歌山県後期高齢者医療広域連合に対する本市の納付金であります。

全特別会計の予算総額は170億1,282万3,000円となり、平成19年度と比較して46億749万3,000円の減額、率にいたしまして21.3%の減少となります。

続きまして、議案第29号は、橋本市水道事業会計予算であります。

主なものとしたしまして、拡張工事に4億5,500万円、大滝ダム負担金として1億5,604万9,000円を予算計上しております。

議案第30号、橋本市病院事業会計予算であります。

病院事業会計では、平成20年度において入院・外来で24万8,715人の患者を見込み、収益的勘定の収入で55億8,552万6,000円、支出で61億7,268万9,000円を計上いたしました。

なお、支出のうち9億9,665万9,000円は減価償却費であります。

また、資本的収支では、企業債元金償還として8億6,032万4,000円を予算計上しております。

以上が、平成20年度各会計当初予算の概要でございます。一般会計、各特別会計、企業会計の予算は、平成19年度当初予算と比べ80億6,333万7,000円減少し、総額500億2,260万8,000円となります。

議案第31号は、橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、後期高齢者医療に関し橋本市が行う事務及び保険料の徴収について必要な事項を定めるものであります。

議案第32号から議案第35号までは、いずれも高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を改正するものであります。

議案第32号は、橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例を、議案第33号は、橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例を、議案第34号は、橋本市国民健康保険条例を、議案第35号は、橋本市病院事業の設置等に関する条例を、それぞれ改正するものであります。

議案第36号は、橋本市公告式条例の一部を

改正する条例についてであります。これは、平成20年3月31日をもって高野口出張所が廃止されることに伴い、公告式を行う掲示場の所在地が高野口出張所から現在建設中の高野口地区公民館前に移ることによる所要の改正を行うものであります。

議案第37号は、橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例であります。これは、広域ごみ対策室を部組織から課組織に移行し、その事務を企画部に移管する組織の一部見直しを行いたく、本条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、平成20年度から65歳以上74歳以下の方を対象に国民健康保険税を年金から特別徴収を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第39号は、橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。住民票等の手数料は、昭和63年より約20年間現行の運用を行ってきているところでありますが、住民票の手数料の4人まで200円、5人以上400円という人数割の規定について、市民より意見をいただいているところでございます。

つきましては、集中改革プランにのっとり住民票の手数料の人員割の規定による差異を解消すべく、自動交付機を利用して証明書等を取得する場合の手数料を200円とし、窓口で証明書等を取得する場合の手数料を300円として運用を行うことにより、手数料の統一及び自動交付機の利用促進並びに窓口業務の効率化を図るべく、住民票等の手数料を改正いたしたく、提案するものであります。

議案第40号は、橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、故倉谷元枝氏が生前中に、要援護者として地域包括支援センターと深くかかわ

り、大変感謝されていたということで、福祉に恩返しをしたいという故人の遺志を受け継ぎ、相続人から介護を含めた福祉事業の推進に必要な備品の購入資金に充ててほしいと1,000万円のご寄附をいただけることとなりましたので、必要なときに有効に使用させていただくため、倉谷元枝社会福祉事業基金を創設するものであります。

議案第41号は、橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

平成18年度より施行されました改正介護保険条例に規定する介護保険料については、平成16年及び平成17年の税制改革により保険料が急激に上昇することとなる低所得者に対し、平成18年度及び平成19年の2年度については保険料激変緩和措置が講じられているところでございます。現行条例では平成19年度をもって保険料激変緩和措置が終了するため、平成20年度には当該対象者の保険料負担がさらに大きくなります。

つきましては、保険料激変緩和措置を平成20年度においても継続して行うための要件を新たに規定し、当該対象者の保険料負担の増加を平成17年度比で平成19年度と同水準にとどめるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、墓園利用者が墓碑等を建立するための利用に必要な手続きについて、利用者の利便性の向上を図るため、許可制から届出制に変更いたしたく提案するものであります。

議案第43号は、橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、本条例で規定する公共下水道負担金の延滞金に関する利率と上位法である都市計画法に規定する延滞金に関する利率との整合を図るため、所要の改



正を行うものであります。

議案第44号は、橋本市長期総合計画基本構想についてであります。これは、合併後の橋本市のまちづくりを総合的にかつ計画的に進めていくための指針となる基本構想を定めることについて、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この基本構想は、橋本市長期総合計画審議会の答申を受けまして、目標年次を平成29年度までとする10年間の計画とし、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりの基本目標、施策を展開していく上での方向性などを定め、市民と行政の共有の指針となるよう策定したものでございます。

議案第45号及び議案第46号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第45号は、橋本市立高野口こども園の指定管理者として、社会福祉法人子どもの家福祉会を指定することについて、議案第46号は、橋本林間田園都市駅駐輪場の指定管理者として、社団法人橋本市シルバー人材センターを指定することについて、それぞれ地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号は、市道の認定についてであります。これは、下兵庫山ノ谷線ほか1線を新たに市道として認定するものであります。

議案第48号は、訴訟の提起についてであります。これは、家賃滞納者のうち滞納期間が長期で滞納額も高額である方で、再三の支払い督促、文書指導等を行っても何ら応答のない方、及び分納誓約を履行しない方に対して、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請

求訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてであります。これは、地方自治法第286条第1項の規定により、平成20年4月1日から御坊市日高川町中学校組合の事務の追加等をするため、同組合規約の一部を改正するものであります。

選第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。これは、人権擁護委員のうち堀江千永子氏が平成20年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任委員として池田早代子氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、承1件、議案49件及び選1件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

○議長（中上良隆君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明3月4日から3月9日までの6日間は、議案調査等のため休会とし、3月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

（午前10時17分 散会）